

九州大学における大型設備及び特定役務の調達に係る仕様策定等に関する取扱規程

平成16年度九大規程第80号

施行：平成16年4月1日

最終改正：令和3年3月30日

(令和2年度九大規程第103号)

(趣旨)

第1条 九州大学における大型設備及び特定役務の調達（政府調達に関する協定が適用される設備及び特定役務の調達をいう。以下同じ。）を行う場合の取扱いについては、国立大学法人九州大学政府調達事務取扱規程（平成16年度九大会規第5号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「部局」及び「部局長」とは、国立大学法人九州大学物品管理規程（平成16年度九大会規第8号）第2条第1項に規定する部局及び部局長をいう。

(仕様策定委員会)

第3条 部局長は、大型設備及び特定役務の調達を行う場合には、その都度、調達しようとする大型設備及び特定役務の仕様を策定するため当該部局に仕様策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。ただし、建物の清掃サービスの調達（特殊なものを除く。）等、仕様の策定に当たり専門的な観点から調査・検討する必要のないものは、委員会を置かないことができる。

2 委員会は、3人以上の委員をもって組織し、その委員は部局長が指名する。この場合において、部局長は必要に応じ、当該部局の事務を処理する事務局（部）の部長、課長又は事務長等を委員に指名するものとする。

3 部局長が必要と認めたときは、他の部局の職員にあつては委員に指名し、他大学等の職員にあつては委員に委嘱することができる。この場合においては、あらかじめ他の部局又は他大学等の長の同意を得なければならない。

4 2部局以上の共同利用に係る大型設備及び特定役務の仕様の策定に当たっては、当該部局間で協議して代表部局を定めるものとし、代表部局の長は、関係部局長と協議し委員を指名するものとする。

5 部局長又は代表部局の長は、委員の指名にあつては仕様策定委員指名簿（別記様式第1号）により、委員の委嘱にあつては委嘱状（別記様式第2号）により、委員の任務を明らかにして行うものとする。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(仕様の策定)

第4条 委員会は、仕様の策定に当たり次の各号に掲げる事項について、専門的観点から調査・検討するものとする。

(1) 大型設備及び特定役務の機能及び性能等に関すること。

(2) 大型設備及び特定役務に関する関係資料等の収集に関すること。

(3) その他仕様の策定に関し必要と認める事項に関すること。

2 委員会は、関係資料等の収集に当たっては、可能な限り多数の供給者等から幅広く、かつ、公平に行うものとする。

3 仕様内容は、教育研究上の必要性に配慮しつつ、可能な限り必要最小限のものとし、競争性が確保されるような仕様を策定するものとする。

4 委員会は、策定した仕様内容原案について、可能な限り多数の供給者等に対して公平に説明会を開く等により説明を行い、その意見を聴取した上で仕様内容を決定するものとする。

5 委員会は、仕様の策定過程において、教育研究上の必要性により機種が特定されることが想定される場合には、仕様内容の決定前に、部局長の承認を得るものとする。

6 委員会は、開催の都度、審議内容についての議事要旨等を作成するものとする。

(仕様策定報告書)

第5条 委員会は、仕様を策定したときは仕様策定報告書（別記様式第3号）を作成し、前条第6項の議事要旨等を添付して部局長に報告するものとする。

（技術審査職員）

第6条 総長は、大型設備及び特定役務の調達を行う場合において応札者から仕様書等を提出させたときは、その仕様書等について、技術審査を行わせるため、技術審査職員を命ずるものとする。ただし、総長が技術審査を必要でないと認めた場合は、この限りではない。

2 総長は、前項の規定により技術審査職員を命ずる場合は、部局長からの技術審査職員命令簿（別記様式第4号）による申出を受けて行うものとする。

3 総長が必要と認めたときは、他大学等の職員を技術審査職員に委嘱することができる。この場合においては、あらかじめ他大学等の長の同意を得なければならない。

4 技術審査職員は、複数発令するものとする。

5 技術審査職員と仕様策定委員との重任は、可能な限り避けるものとする。

（技術審査）

第7条 技術審査は、応札者の提案した設備及び役務が本学の仕様を満たしているか否かについて、応札者から提出された仕様書等に基づき行うほか、応札者から十分な説明を受けて行うものとする。

2 技術審査に当たっては、応札仕様の一覧表及び技術審査結果を記録するために、その処理すべき職務の内容による技術審査表を作成するものとする。

3 技術審査職員は、技術審査の結果について報告書を作成し、前項に規定する応札仕様の一覧表及び技術審査表を添付し、総長に報告するものとする。

（不合格者への通知）

第8条 総長は、技術審査の結果、不合格となった応札者に対して、技術審査結果について（別記様式第5号）により通知するものとする。

（他の設備及び役務への準用）

第9条 第1条に規定する大型設備及び特定役務以外の設備及び役務の調達を行う場合において、予定価格が原則として国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額以上の調達であって、部局長が仕様の策定を必要と認めたときは、第3条から第5条までの規定を準用する。

2 前項の設備及び役務の調達を行う場合には、第6条、第7条及び第8条の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第79号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第9号）

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程第117号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第103号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条第5項関係)

仕様策定委員指名簿

部局長	事務(部)長	事務長補佐	(担当係及び関係係)	
事 項	購入等物品名			
	<p>上記の物品等につき、下記の処理すべき職務の内容に応じた仕様策定を行うため、九州大学における大型設備及び特定役務の調達に係る仕様策定等に関する取扱規程第3条第2項の規定により仕様策定委員に指名する。</p> <p>なお、仕様策定に当たっては、同規程第4条及び第5条の規定を遵守すること。</p>			
仕 様 策 定 委 員	部局等名	職名	氏名	処理すべき職務の内容
指名年月日			年 月 日	
備 考				

(部局名)

備考

- この表中決裁欄は、事務組織に応じて変更を加えることができる。
- 官報公告入札の場合は、公告年月日を備考欄に記入すること。

委 嘱 状

年 月 日

職 名
氏 名 殿

部局長
氏 名

あなたを、下記のとおり仕様策定委員として委嘱します。

記

1 事務の範囲

〇〇〇〇の調達に関する仕様策定

2 遵守事項

仕様策定に当たっては、「九州大学における大型設備及び特定役務の調達に係る仕様策定等に関する取扱規程」第4条及び第5条の規定を遵守すること。

仕様策定報告書

1 大型設備名

2 規格等

3 使用目的

4 使用場所

5 仕様策定内容

(1) 設備の機能及び性能等に関すること。

(2) その他策定事項

6 供給者等からの意見等

上記のとおり、大型設備の仕様を策定したので報告します。

年 月 日

部局長 殿

委員長	(所	属)	(職	名)	(氏	名)
委員	(所	属)	(職	名)	(氏	名)
	()	()	()

備考 1 委員の欄は、委員の数に応じて作成すること。

2 規程第4条第6項に規定する議事要旨等を添付すること。

別記様式第4号(第6条第2項関係)

技術審査職員命令簿

総	長	財 務 部 調 達 課		部	局
命 令 事 項	購 入 等 物 品 名				
	上記の物品等につき、下記の処理すべき職務の内容に応じた技術審査を行うため、九州大学における大型設備及び特定役務の調達に係る仕様策定等に関する取扱規程第6条第1項の規定により技術審査職員を命ずる。				
	部 局 等 名	職 名	氏 名	処 理 す べ き 職 務 の 内 容	
発 令 年 月 日			年 月 日		
備 考					

(部 局 名)

備考

- 1 この表中決裁欄は、事務組織に応じて変更を加えることができる。
- 2 官報公告入札の場合は、公告年月日を備考欄に記入すること。

別記様式第5号(第8条関係)

技術審査結果について

年 月 日

業者名

代表者 殿

国立大学法人九州大学総長

年 月 日に入札公告した「〇〇〇〇〇〇」の調達に係る貴社提出の〇〇〇〇〇の仕様については、技術審査の結果、下記の理由により本学が提示した仕様を満たしていないため、不採用となりましたのでお知らせします。

記

(理由)